

おokayama労働

2020年

冬

No.488

「おokayama子育て応援宣言企業」募集!

「おokayama子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を、企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。

令和元年度から、新たなステップとして、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定する制度を開始しました。

登録

NEW

認定

表彰

他の模範となる優れた取組を行った企業等に対し、県知事賞が贈呈されます。

「おokayama子育て応援宣言企業」登録制度



従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所に宣言していただき、県が登録する制度です。

令和元年度からスタート! 「アドバンス企業」認定制度



次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、時間外労働の上限規制等の遵守や、子育てを応援するための取組を進めている企業等を、県が認定する制度です。

「おokayama子育て応援宣言企業」登録制度

登録の対象

県内に本社または事業所があり、事業活動を行う法人、個人、又は団体の組織

「おokayama子育て応援宣言企業」になるには

従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を応募用紙へ記入(又は入力)し、県へ提出してください。企業を訪問し、宣言内容を確認させていただいた後、県から登録証を進呈するとともに、県ホームページで登録企業として公表します。

- ★取組例
- ①育児休業を取得しやすい社内環境を整えるため、社内研修を行います。
 - ②フレックスタイムを導入し、働き方の選択肢を増やします。
 - ③地域の青少年健全育成活動(スポーツ少年団指導)を積極的に支援します。
 - ④再就職を希望する女性を対象に、職場体験講習を行います。
 - ⑤従業員の仕事と家庭の両立を支援する「イクボス」になることを宣言します。

提出先及び
問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健福祉部子ども未来課
電話：086-226-7347 FAX：086-226-7902
メール：kosodate@pref.okayama.lg.jp

応募様式や制度の詳細は

おokayama子育て応援宣言

検索

目次

「おokayama子育て応援宣言企業」募集!..... 表紙	公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集..... 9
パートだから...契約社員だから...仕方がないと思いませんか?... 2	岡山県教育委員会からのお願い 岡山県内の企業の皆様へ... 10
STOP!!職場のハラスメント!!..... 2	シニア就業相談窓口をご利用ください!..... 11
STOP!転倒災害プロジェクト..... 3	県労委の主な動き..... 11
従業員を介護で離職させないために..... 4	人権の尊重される社会の実現に向けて..... 12
安心して働くための「無期転換ルール」とは..... 4	働くみんなに退職金効果!..... 12
外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします... 5	刑務所出所者等専用求人・受刑者専用求人のご案内... 13
令和2年度県立高等技術専門校入校生募集..... 6	たばこのルールが変わります!..... 14
県立高等技術専門校作品展示販売会..... 6	安心・定額の福利厚生パッケージ制度のご案内..... 15
第39回全国障害者技能競技大会で岡山県選手4人が入賞!... 7	心身の健康に関する研修会のお知らせ..... 15
第57回技能五輪全国大会で岡山県選手4人が入賞!..... 7	岡山県最低賃金..... 裏表紙
県下最大級!【岡山県合同企業説明会】を開催します!..... 8	
「晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト」に求人掲載しませんか... 8	

パートだから… 契約社員だから…

同一労働 同一賃金 への対応に 向けて

「仕方がない」と思っていないですか？

パートタイム労働者 雇用調整助成金 令和3年4月1日施行

正社員と比べて、こんな差ありませんか？

基本給 賞与 手当

「仕方がない…」と諦める前に

パートタイム労働者・有期雇用労働者は 正社員との間の待遇差について 事業主に説明を求めることができるようになります。

パートタイム・有期雇用労働法 2020年4月1日施行

中小企業は2021年4月1日適用

詳しくは裏面へ▶

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室) <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp>

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

- 1. 不合理な待遇差が禁止されます**
事業主は、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の目的や性質に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。
- 2. 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります**
パートタイム労働者・有期雇用労働者は、正社員との待遇の違いやその理由などについて、事業主に説明を求めることができます。また、説明を求めた労働者に対する不利益取扱いが禁止されます。
- 3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます**
都道府県労働局で、無料・非公開で紛争解決のお手伝いをします。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

パートタイム・有期雇用労働法に関する情報は、厚生労働省ホームページ(同一労働同一賃金特集ページ)へ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

パート・有期労働者ポータルサイトでも、パートタイム・有期雇用労働法について情報を提供しています。 <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

令和元年6月作成 リーフレットNo.10

STOP!! 職場のハラスメント!!

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントは防止措置が事業主に義務付けられています。職場のパワーハラスメント(いじめ・嫌がらせ)についても、防止措置が法制化され、事業主の義務となります。(施行日は、大企業が令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日です。)

職場からあゆるハラスメントをなくし、快適な職場づくりを進めましょう。

職場でのハラスメントに悩んでいませんか

たとえば…

働く人

自分だけ、部署の食事に誘われない。同僚の前で、上司から無能呼ばわりされた。

お客様から、しつこく連絡先を聞かれて困っている。これはセクハラになるだろうか。

企業の担当者

従業員からセクハラ相談があったが、どのように対応すればいいかわからない。

ハラスメントの防止措置は、何をすればいいか。

岡山労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時30分～17時00分
 電話番号 086-225-2017
 住所 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
 ※入館の際に身分証明書の提示が必要です ○駐車場 有

NO ハラスメント あかるい職場応援団
 ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>



STOP! 転倒災害

プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

まずは、職場内で情報共有 転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見える化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP! 転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。



あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	<input type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!

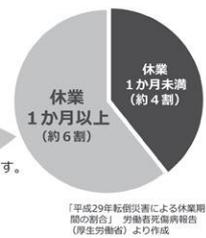
STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

転倒災害の特徴

- 特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！**
休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。
- 特徴2 特に高齢者で多く発生！**
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。
- 特徴3 休業1か月以上が約6割！**
転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。
- 特徴4 冬季に多く発生！**
降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

(2016.11)

従業員を介護で離職させないために

経験を積んだ企業の中核となる人材が仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。離職する従業員や心身ともにストレスを抱える従業員が増える前に、仕事と介護の両立支援の取組をはじめましょう。

＜ 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース） ＞

仕事と介護の両立支援の取組を行い、要件を満たした事業主に支給します。（A・Bともに1事業主1年度5人まで支給。）

A 介護休業（休業取得時・職場復帰時）

「介護支援プラン(*1)」を作成し、プランに基づいて介護休業の円滑な取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に支給します。

(*1)労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。支給申請の手引きに記入例があります。

【支給額】※ ○ 内の金額は、生産性要件を満たした場合の金額。

休業取得時：28.5万円（36万円）

職場復帰時：28.5万円（36万円）

B 介護両立支援制度

「介護支援プラン」を作成し、プランに基づいて介護のための柔軟な就労形態の制度(*2)を導入し、利用者が出た中小企業事業主に支給します。

(*2)①所定外労働の制限 ②時差出勤 ③深夜業の制限 ④短時間勤務 ⑤介護のための在宅勤務 ⑥法を上回る介護休暇 ⑦介護のためのフレックスタイム ⑧介護サービス費用補助

【支給額】28.5万円（36万円）

介護休業等の取得支援を
介護支援プラン規定により
明文化・周知

対象労働者の介護
支援プランを作成

A.介護休業の取得・職場復帰
B.仕事と介護の両立支援制度の利用

*詳細は厚生労働省の
HPをご覧ください。

お問い合わせ先：岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL (086) 224-7639

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

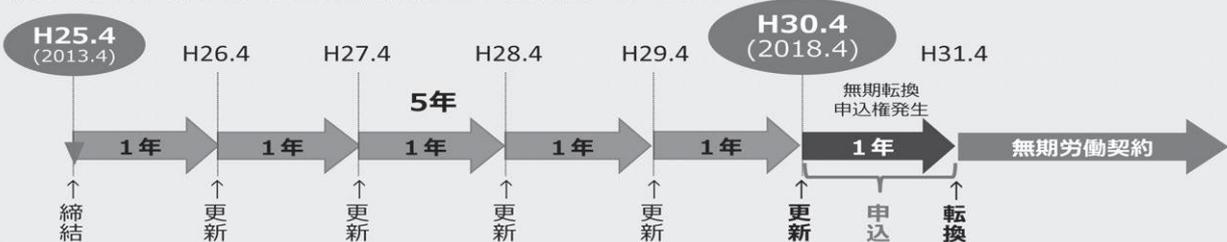
事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

安心して働くための「無期転換ルール」とは

無期転換ルールとは？

同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換ルールへの対応が求められます。

※ 定年後の継続雇用の高齢者等に関する「有期特措法による無期転換ルールの特例」があります。詳しくは岡山労働局HPへ。

無期転換ルール、有期特措法の特例については、岡山労働局雇用環境・均等室にご相談ください。

☎ 086-225-2017

外国人労働者を雇用する事業者のみならず

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表

1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2 作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3 指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4 標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5 免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

労働災害が発生してしまったときは…
労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください。）
(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

外国人労働者の労働災害が発生してしまったときは労働者死傷病報告の提出が必要です！

外国人労働者の労働者死傷病報告を提出する際には、被災者の「国籍・地域」と「在留資格」を忘れずに記入してください。
記入方法については、右ページを参照してください。

新様式のダウンロードはこちら↓
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/17.html>
※ 在留カードなどのコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。
※ 「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、「国籍・地域」および「在留資格」への記入の必要はありません。

★ 記入方法

国籍・地域

在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

在留カードまたは旅券(パスポート)上の「在留許可証印」に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合

在留資格が「特定技能1号」、「特定技能2号」の場合には分野を、在留資格が「特定活動」の場合には活動類型を、旅券に添付されている指定書（右参照）でそれぞれ確認し、下表のうちいずれかを、在留資格欄に記入してください。

特定技能の分野	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能1号（介護） 特定技能1号（ビュティシアン） 特定技能1号（素形材産業） 特定技能1号（産業機械製造業） 特定技能1号（電気・電子情報関連産業） 特定技能1号（建設） 特定技能1号（造船・船用工業） 特定技能1号（自動車整備） 	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能1号（航空） 特定技能1号（宿泊） 特定技能1号（農業） 特定技能1号（漁業） 特定技能1号（食品製造業） 特定技能1号（外食業） 特定技能2号（建設） 特定技能2号（造船・船用工業）
特定活動の活動類型	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動（ワーキングホリデー） 特定活動（EPA） 特定活動（高度学術研究活動） 特定活動（高度専門・技術活動） 特定活動（高度経営・管理活動） 特定活動（高度人材の就労配偶者） 特定活動（建設分野） 特定活動（造船分野） 	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動（外国人講師） 特定活動（バリエーション生産） 特定活動（製造分野） 特定活動（家事支援） 特定活動（就職活動） 特定活動（農業） 特定活動（自営4世） 特定活動（その他）

★ 在留資格が「技能実習」の場合
在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。
(例) 技能実習1号イ など

外国人労働者向け安全衛生教育用資料をご活用ください。

- 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（製造業向け）
(英・中・ポルトガル・スペイン)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>
 - 外国人建設就労者に対する安全衛生教育
(英・中・ベトナム・インドネシア)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html
 - 外国人造船就労者に対する安全衛生教育
(英・中・ベトナム・インドネシア・タガログ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00863.html
 - 外国人労働者向け視聴覚教材（木造建築）（無言語）
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozoshiryo.html>
- 厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業者が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）

外国人雇用管理指針では、事業者が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項を、下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するに当たっては、母国語等（※）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施に当たっては、これらの目的・内容を、母国語等（※）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、わかりやすい説明書を用いる、母国語等（※）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

※母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語
この指針の全文や外国人雇用のルール全般については、厚生労働省ホームページに掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html 2019.6

令和2年度県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和2年3月に中学校・高等学校を卒業予定の方、離転職者、身体に障害のある方を対象に、令和2年4月入校生を募集しています。

◆募集訓練科・募集対象者◆ ※()内は訓練期間

◎高等学校卒業(予定者を含む)以上で、18歳以上30歳以下の方

※ただし、45歳以下であれば、受験が認められる場合があります。

詳しくは各専門校へお尋ねください。

【南部校】 環境設備工学科(2年)、溶接科(1年)

【北部校】 電気設備科(1年)、木造建築科(1年)

【美作校】 自動車工学科(2年)、自動車車体整備科(1年)

◎中学校・高等学校卒業(予定者を含む)、離転職者の方

【南部校】 総合左官科(1年)、塗装科(1年)、造園施工管理科(1年)

【北部校】 木工科(1年)

◎離転職者の方

【北部校】 エクステリア科(6か月)、ケアサービス科(6か月)

◎身体に障害のある方

(離転職者で、障害の程度が訓練受講上支障とならない程度であり就労の可能な方)

【南部校】 オフィス事務科(6か月)

◆受付期間◆

令和2年1月14日(火)～令和2年3月5日(木)

◆申し込み先◆

高等学校卒業予定の方・・・希望する訓練科のある専門校

上記以外の方・・・・・・・・・・管轄の公共職業安定所(ハローワーク)

◆選考日◆

令和2年3月18日(水)、[3月19日(木)] ※()は面接予備日

◆問い合わせ先◆

南部高等技術専門校(倉敷市新田3241)

北部高等技術専門校(津山市川崎953)

北部高等技術専門校美作校(美作市安蘇345)

岡山県庁労働雇用政策課

TEL 086-424-3311

TEL 0868-26-1125

TEL 0868-72-0453

TEL 086-226-7387

詳しくは

岡山県 高等技術専門校

検索



溶接科



木造建築科



自動車車体整備科



ケアサービス科

県立高等技術専門校作品展示販売会

高等技術専門校では、日頃の訓練内容や成果をご覧いただき、専門校に対する理解をより一層深めていただくため、次の日程で作品展示販売会(技能祭)を開催します。

模擬店や体験コーナーのほか、訓練生が専門校で習得した技術・技能を駆使して制作した木工製品(北部校会場)や金属加工製品(美作校会場)等を展示販売します。南部高等技術専門校での開催はありませんが、美作校会場内で訓練内容の紹介や作品の展示販売を行います。ぜひ皆様ご来場ください。

【訓練生作品展示販売会】

日時：2月20日(木) 10時～
会場：北部高等技術専門校(北部校)

津山市川崎953

問い合わせ先
北部校 電話 0868-26-1125



【技能祭みまさか】

日時：2月16日(日) 10時～13時
会場：北部高等技術専門校美作校(美作校)

美作市安蘇345

問い合わせ先
美作校 電話 0868-72-0453



なお、訓練生が制作した作品の販売につきましては、一部を除き、抽選とさせていただきます。

第39回全国障害者技能競技大会で岡山県選手4人が入賞！

～岡山県代表選手が金賞(厚生労働大臣賞)を受賞しました！～

「第39回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)」が、令和元年11月15日(金)から17日(日)までの3日間、愛知県常滑市の愛知県国際展示場で開催されました。

この大会は、障害のある方が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るために毎年開催されています。(国際大会のある年は開催なし。)

今回の大会には、全国から382人の選手が23種目に参加し、技を競いました。

岡山県からは、11人の選手が11種目に参加し、このうち、4人が入賞しました。

<入賞選手>

競技種目名	賞名	氏名	所属名
喫茶サービス	金賞 厚生労働大臣賞	細尾 希良々	スターバックスコーヒージャパン株式会社 イオンモール岡山店
製品パッキング	銅賞	河野 員 泰	パナソニック吉備株式会社
表計算	銅賞	桐山 尚之	株式会社ベネッセビジネスメイト
縫製	銅賞	梶谷 愛斗	岡山県立倉敷琴浦高等支援学校



入賞者



開会式(県旗入場)



岡山県選手団

第57回技能五輪全国大会で岡山県選手4人が入賞！

～岡山県代表選手「洋裁」「西洋料理」が、第56回大会に続き銅賞受賞～

次世代のものづくりを担う青年技能者が技の日本一を競う「第57回技能五輪全国大会」が、令和元年11月15日(金)から11月18日(月)まで、愛知県国際展示場ほか8会場で開催されました。

今回の大会には、全国から42職種に1,239名の選手が参加しました。

岡山県からは、4職種に10名の選手を派遣し、洋裁職種及び西洋料理職種において、昨年に引き続きそれぞれ銅賞を受賞したほか、洋裁職種で敢闘賞を受賞し、合わせて4名が入賞しました。

<入賞選手>

競技職種名	賞名	氏名	所属名
洋裁	銅賞	水上 実咲	学校法人貝畑学園 専門学校 岡山ビジネスカレッジ
	敢闘賞	奥田 あみ	
	敢闘賞	高森 江梨奈	
西洋料理	銅賞	赤木 愛佳	学校法人本山学園 西日本調理製菓専門学校



洋裁：水上選手



洋裁：奥田選手



洋裁：高森選手



西洋料理：赤木選手

県下最大級！【岡山県合同企業説明会】を開催します！

令和3(2021)年3月大学等卒業予定者や既卒者等の就職支援の一環として、県内大学等で構成される大学コンソーシアム岡山により、「岡山県合同企業説明会」を開催します。県内大学が推薦する優良企業約160社が参加する、県内でも最大級の合説です。証明写真撮影ブースや模擬面接ブースなど、就活に役立つコンテンツを多数ご用意しておりますので、是非お気軽にお越しください。



1 日 時

令和2(2020)年3月5日(木)
13:00～17:00

2 場 所

岡山県総合グラウンド体育館
ジップアリーナ岡山(岡山市北区いずみ町)



3 対 象 者

- ・令和3(2021)年3月大学等卒業予定者
- ・令和2(2020)年3月卒業予定者
- ・既卒者

4 実 施 内 容

参加企業による個別説明、就職相談ブース、模擬面接ブース、就活メイクアップブース、就活用証明写真ブース、公務員ブース など

5 そ の 他

- ・事前予約登録で就活に役立つグッズをプレゼント。
 - ・当日は訪問企業数に応じて抽選会にも参加できます。
- 事前予約はこちら(<https://infomark.jp/gousetsu/form.php>)

6 問 い 合 わ せ 先

大学コンソーシアム岡山事務局(岡山市北区理大町1-1)
TEL: 086-256-9771 E-mail: office@consortium-okayama.jp
岡山県中小企業団体中央会(岡山市北区弓之町4-19-202)
TEL: 086-224-2245 E-mail: teichaku@okachu.or.jp



「晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト」に求人を掲載しませんか

岡山県では、県内就職を望む求職者と県内企業の求人とのマッチングサイト「晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト」を開設しました。

また、当サイトを利用して東京23区から本県へ移住し、移住支援金対象求人に就職した方には、移住先の市町村から移住支援金(世帯100万円、単身60万円)が支給されます。

求人掲載や採用成功報酬などはすべて無料です。御社の採用活動等に是非ともご活用ください。

【お問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 雇用対策班

TEL: 086-226-7391

○晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト

<https://jp.stanby.com/feature/okayama>



ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集

平成30年度就職率

90.2%

受講料 無料!

未経験者大歓迎!

まるで現場のような
施設設備!



◆ 訓練科名等

訓練科名 (訓練期間)	入所月及び定員		
	4月	5月	6月
CAD・NC機械科 【6ヶ月】	15名		
溶接技術科 【6ヶ月】	12名		
電気・通信施工技術科 【6ヶ月】	18名		
住宅リフォーム技術科 【6ヶ月】		18名	
ICTシステムサポート科※ 【7ヶ月】		10名	20名
CAD・ものづくりサポート科 【6ヶ月】			15名



- ・7ヶ月間コース (ICT5月) は、1ヶ月目に社会人に必要とされるビジネスマナー、文書作成、コミュニケーション、チームワークなどのスキルを習得する講習があります。
- ・各科の詳細内容は、当センターホームページまたはハローワークに設置しているパンフレットをご参照ください。
- ・ほとんどの方が初心者 (未経験者) です。幅広い年齢の方が受講されています。
- ・女性の方も多数受講されています。CAD・ものづくりサポート科は女性対象コースになっています。
- ※ICTシステムサポート科の6月募集定員20名は、5月の入所生を含んだ定員数になります。

◆ 申込受付期間等

入所月	申込受付期間	入所選考日	入所日	修了日	・お申し込み先は、住所管轄のハローワークです。ハローワークの職業訓練相談窓口でご相談ください。
4月	2月3日 ~ 2月28日	3月13日	4月2日	9月30日	
5月※	3月2日 ~ 3月31日	4月11日	5月8日	10月30日	
6月	4月1日 ~ 4月30日	5月16日	6月2日	11月30日	

- ・訓練は、平日の9:25~16:00です。終了が17:00となる日もあります。
- ・受講料は無料ですが、作業服代や教科書代等は自己負担です。
- ・託児サービスが無料で利用できます。ただし、お子様の食事代、おむつ代等は自己負担となります。
- ※5月入所のうち、ICTシステムサポート科の修了日は、11月30日です。



◆ 見学説明会

入所月	開催日時	・直接当センターにお電話でお申し込みください。 ・その入所月の科全科が、見学説明の対象となります。 ・午後一部の科において体験会を実施します。 ・他の日程も個別に承りますので、ご相談ください。
4月	2/18・25 の 9:30~12:00	
5月	3/17・24 の 9:30~12:00	
6月	4/15・21 の 9:30~12:00	

◆ お問い合わせ先&見学説明会お申し込み先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部
岡山職業能力開発促進センター (ポリテクセンター岡山)
〒700-0951 岡山市北区田中580
☎ 訓練課受講者第一係: 086-241-0940 (平日: 9:00~17:00)
HP <http://www.3jeed.or.jp/okayama/poly/>

厚生労働省所管の公共の職業能力開発施設です。
ものづくり分野への就職を目指す求職者の方を支援しています。

岡山県教育委員会からのお願い

岡山県内の企業の皆様へ

次代を担うおかやまの子どもたちの健やかな成長のために、御協力をお願いします！

家庭教育企業出前講座 ◆ 県教育委員会が講師を派遣します！

企業内の研修等に合わせて、皆様方の学びやすい時間に家庭教育に関する出前講座を実施しています。子育てのヒント、家庭教育について学んでいただくことで、社員の皆様の家庭生活がさらに安定！仕事にも全力投球！ぜひ御活用ください。

- 内容** 講座内容については、御相談の上で決定
- 講師** 大学、各種団体、岡山県教育庁の職員等（講師に係る経費は県が負担します。）
- 対象者** 企業等で働く子育て中の方（乳幼児から思春期の子どもをもつ保護者）及びこれから親になる若い方など
- 実施形式** ワークショップ形式・講義形式等御要望に応じて対応させていただきます。



勝英農業協同組合（JA勝英）にて「ワーク・ライフ・バランス」について、グループワークを行っている様子

おかやま☆子ども参観日 ◆ 実施企業を募集しています！

子どもが自分の保護者の働く姿や職場を見学する「おかやま☆子ども参観日」の実施企業を募集しています。子どもたちの職業観・勤労観を育み、家族のコミュニケーションを深める絶好の機会になります。ぜひ、事業実施を御検討ください。

- 実施プログラム例**
 - 会社紹介
 - 社内見学・職場訪問
 - 職場の人とお話
 - 仕事体験
 - 社員食堂で昼食等・・・
- 対象者** 企業等で働く職員の子ども

※実施の参考となる情報は、県が提供します。



県庁☆子ども参観日

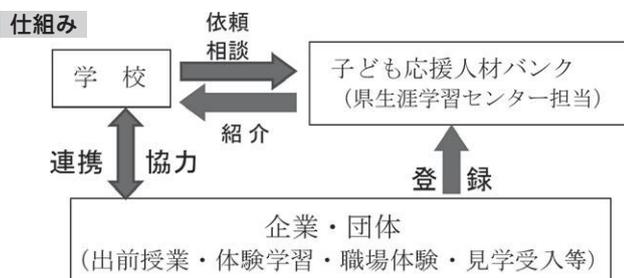
おかやま子ども応援人材バンク ◆ 登録していただける企業を募集しています！

県教育委員会では、企業・団体等の方々が持たれている専門的な知識や経験などを生かして、出前授業や体験活動等、学校支援をしていただける企業や団体等を「子ども応援人材バンク」に登録し、登録企業と学校のコーディネートを行っています。

「学校の応援団」として、学校を支援していただける企業を募集していますので、社会貢献活動の一環として、次世代を担う子どもたちへの支援に御協力ください。



岡山県栄養士会 食育の実習風景



〈お問い合わせ・申込み先〉 岡山県教育庁生涯学習課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

E-mail : syogai@pref.okayama.lg.jp

電話：家庭教育企業出前講座 086-226-7597（社会教育班）
 子ども参観日 086-226-7596（企画推進班）
 人材バンク 086-251-9758（岡山県生涯学習センター）

詳細は、生涯学習課ホームページ、「ばるネット岡山」を御覧ください！



岡山県教育庁生涯学習課

シニアの雇用をお考えの企業の皆様へ

シニア就業相談窓口をご利用下さい！

「シニア雇用を考えているけれど、どこに相談したらいいんだろう？」そんな企業の人事担当様、ぜひ「おかやまシニア就業サポートデスク」へご相談下さい。

サポートデスクでは、専門の相談員がご要望をお聞きして、登録されている100名以上の55歳以上の求職者から、条件に合った人材をマッチングします。

また、シニア限定の就職面接会など、関連イベントのご案内もさせていただきます！

ちょっとしたご質問や相談でも大歓迎です。お気軽にご相談下さい！

●おかやまシニア就業サポートデスク

【ご利用時間】月～金曜日 9:00～17:15(祝日・年末年始は休み)

ご相談は予約制になっています。事前にご予約ください。

【電話】086-226-7270 相談員：徳田 【FAX】086-224-2130

【E-mail】geneki@pref.okayama.lg.jp

【専用ページURL】<https://www.job-agency-okayama.jp/senior/>

【住所】※相談窓口の場所

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6(岡山県庁7階)

岡山県産業労働部労働雇用政策課内(岡山県生涯現役促進協議会事務局)

県労委の主な動き

R元年9月～R元年11月



岡山県マスコットももっち

不当労働行為救済申立事件

●組合活動を理由に、人事異動で使用者から不利益取扱いなどを受けたと申立てがあった事件について、使用者による不当労働行為を認定し、使用者に一部救済を命じる命令を、11月29日に当事者へ交付した。

個別的労使紛争事件

●手当等の不公平な扱いに対し、会社に、手当等の支払を求めるあっせん申請が労働者個人からあり、10月28日にあっせんを実施した結果、双方合意し、解決した。

●相談

9月～11月の間に電話、メール、来局等で、県労委に寄せられた相談件数は50件でした。

～ 労使紛争に係る問い合わせ、
相談は労働委員会へ ～

「不当労働行為」は禁止されています！

労働者が労働組合を組織し団結することを擁護する労働組合法で、次のことは「不当労働行為」として禁止されています。

- ・使用者が、組合員であることなどを理由に労働者に不利益な取扱いをすること
- ・使用者が、正当な理由がなく、労働者の代表者との団体交渉を拒むこと
- ・使用者が、労働者による労働組合の結成や運営に介入すること など

労働委員会では、不当労働行為を受けた旨の申立てがあった場合に、調査や審問を実施して、使用者に対する救済命令や、申立ての棄却命令を行っています。

岡山県労働委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1-7-36 岡山県庁分庁舎1階

電話 086-226-7563

人権の尊重される社会の実現に向けて

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。」と規定され、法の下での平等を保障しています。

「自分の人権が守られているか」、「他の人の人権が侵害されていないか」など、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、明るい笑顔で暮らす社会を築きましょう。

1 「身元調査」をしない、させないようにしましょう。

結婚や就職時に調査会社などを使い、出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながる恐れが高い行為です。

婚姻は両者の合意のみに基づいて行われ、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。

こうした調査を依頼しないことはもとより、調査に協力しないようにし、差別のない明るい社会を築いていきましょう。

2 「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実に、企業や個人に高額な書籍の購入や寄附金などを不当に要求する「えせ同和行為」は、これまで行われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決を遅らせてしまうものです。

一人ひとりが責任と勇気を持って、毅然とした態度で対応し、「えせ同和行為」の排除に取り組みしましょう。

◆お問合せ先 岡山県県民生活部人権施策推進課

電話 086-226-7406

FAX 086-234-5924



岡山県人権啓発シンボルマーク

安心



活気



やる気



働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから

管理もラクラク

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1

TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

刑務所出所者等専用求人・受刑者専用求人のご案内

犯罪・非行の前歴のために働き場所が見つけれない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用していただき、再犯のない安全な社会の実現にご協力ください。

刑務所出所者や少年院出院者の雇用を希望される場合は、「刑務所出所者等専用求人」・「受刑者専用求人」をご活用ください。



「刑務所出所者等専用求人」・「受刑者専用求人」とは？

「刑務所出所者等専用求人」は、刑務所出所者や少年院出院者などが対象です。

「受刑者専用求人」は、矯正施設入所中の人を対象です。

それぞれ次の特徴があり、刑務所出所者等に協力雇用主の求人情報が提供されます。

☆「刑務所出所者等専用求人」

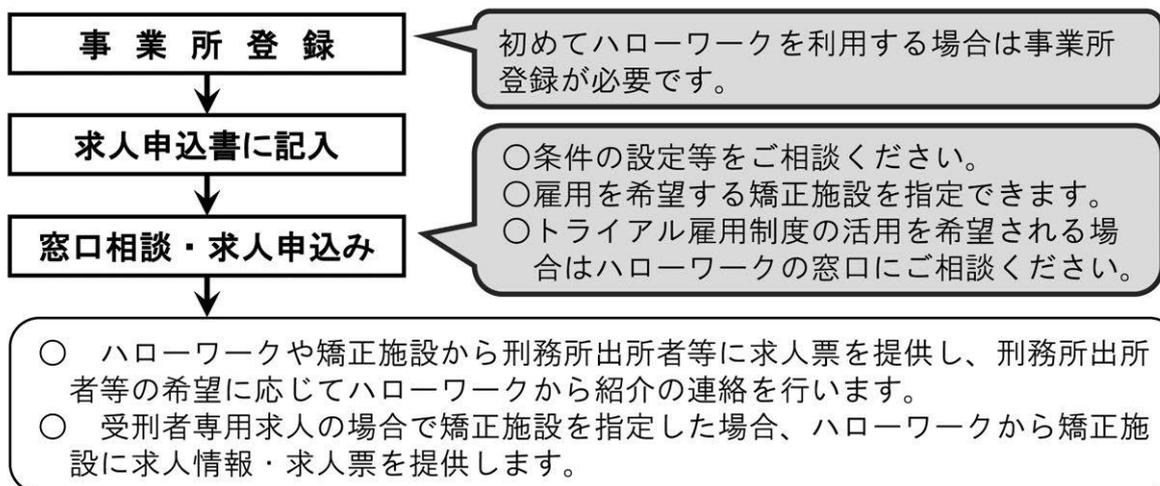
一般の求人は、ハローワークの求人情報提供端末で検索できたり、希望すればインターネット上で公開できたりしますが、**刑務所出所者等専用求人は一般には非公開**となり、ハローワークの職員のみ検索することができます。

☆「受刑者専用求人」

雇用を希望する特定の矯正施設（所在地、実施する職業訓練、受刑者等の特性などに応じて）を指定できます（複数指定可）。指定した矯正施設には、ハローワークを通して求人情報が提供されます。指定する矯正施設については、コレワーク（お問い合わせ先：0120-29-5089（コレワーク東日本／西日本共通））にご相談ください。

「刑務所出所者等専用求人」、「受刑者専用求人」の申込手続は？

申込は一般の求人と同様に、最寄りのハローワークで手続をお願いします。



NPO法人岡山県就労支援事業者機構

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター内8号室

TEL・FAX 086-801-0608

岡山県就労支援事業者機構は、法務省（国）から委託を受けて、刑務所出所者等への就職活動のサポートや支援の輪を広げる活動を実施しているNPO法人です。



たばこのルールが変わります！

2018年7月、健康増進法が改正され、受動喫煙対策が強化されました。

2人以上の人が利用する施設では、

原則屋内禁煙が義務づけられます。




学校・病院
など

学校・児童福祉施設、
病院・診療所、行政機関の庁舎等



事業所・小売店・飲食店など

事業所、工場、小売店、飲食店、
ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、
その他全ての施設

2019年7月1日から、
原則「敷地内禁煙」です。

2020年4月1日から、原則「屋内禁煙」です。

改正健康増進法 概要

区分	原則	例外的に設置できる喫煙場所
第一種施設 学校、病院、 行政機関の庁舎等	敷地内禁煙	「特定屋外喫煙場所」
第二種施設 第一種施設及び喫煙目的施設以外 の多数の者が利用する施設	屋内禁煙	「喫煙専用室」 「指定たばこ専用喫煙室」
	既存特定飲食提供施設 (既存の小規模飲食店)	上記に加え、「喫煙可能室」
喫煙目的施設 店内喫煙可能なたばこ販売店、 喫煙を主目的とするバー等	同上	「喫煙可能室」

※喫煙場所や喫煙室は、法律で定められた要件を満たすこと及び標識の掲示が義務づけられます

※喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせてはいけません

改正健康増進法について、詳しくは厚生労働省ホームページでご確認ください。

●厚生労働省ホームページ「受動喫煙対策」

アドレス：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

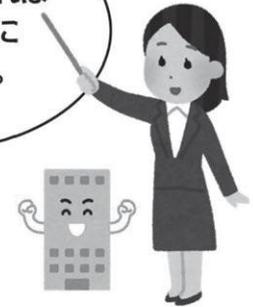
【お問い合わせ先】	岡山県保健福祉部健康推進課健康づくり班	TEL 086-226-7328
<岡山市内の場合>	岡山市保健所	TEL 086-803-1263
<倉敷市内の場合>	倉敷市保健所	TEL 086-434-9820

安心・定額の福利厚生パッケージ制度のご案内

岡山県内には、中小企業勤労者を対象とした福利厚生制度を提供する団体が5つ設置されています。少額の負担で充実した福利厚生制度をあなたの会社に導入できます。

- ✓ 福利厚生で何をしてもよいかわからない
- ✓ 従業員が定着しない
- ✓ 親睦会はあるが、活動してない
- ✓ 最近職場に活気がない
- ✓ 福利厚生にかける余裕がない

1つでも思い当れば
いつでもお気軽に
ご相談ください。



福利厚生の見直しの際は、下記サービスセンター、互助会へお問い合わせください。

岡山市勤労者サポートプラザ（ときめきプラザ）	086-223-6364	岡山市
倉敷市勤労者福祉サービスセンター（ほっと倉敷。）	086-434-8770	倉敷市
津山圏域勤労者互助会	0868-24-3633	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町
玉野勤労者福祉サービスセンター	0863-33-5000	玉野市
井原地域勤労者互助会	0866-62-8850	井原市・矢掛町



心身の健康に関する研修会のお知らせ



職場で悩んでいませんか？

2月14日(金)	人間関係に活かすアンガーマネジメント	受講は 無料
2月20日(木)	中小企業のための産業医活用法	
2月21日(金)	情報機器作業における健康障害の予防	
2月28日(金)	初めてでもわかる健康診断の基礎知識と事後措置	
3月4日(水)	ラウンドテーブルディスカッション(3) 職場で起こる様々なメンタルヘルスの問題を持ち寄り、参加者と共有し話し合ってみませんか。精神科医であり産業医である中島誠相談員も加わり、問題解決のヒントが得られることを目指します。また、裁判事例を検討し、メンタルヘルスに必要な知識の修得も目指します。(定員9名)	

上記以外の日程及び研修会の開催場所・時間などの詳細情報は ホームページでご確認ください

お問い合わせ・申込み先 岡山産業保健総合支援センター

☎ : 086-212-1222 <https://okayamas.johas.go.jp/>

岡山産業保健

検索



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

岡山県最低賃金

必ずチェック!最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金	効力発生日
時間額 833円	令和元年 10月2日

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	924円	令和元年 12月19日
鉄鋼業	962円	令和元年 12月14日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	934円	令和元年 12月27日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	878円	令和元年 12月25日
自動車・同附属品製造業	921円	令和元年 12月29日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	954円	令和元年 12月18日
各種商品小売業	880円	令和元年 12月25日

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
 - ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
 - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
 - ③ 臨時に支払われる賃金
 - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

お問い合わせは

岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014			
岡山労働基準監督署	TEL(086)225-0591	笠岡労働基準監督署	TEL(0865)62-4196
倉敷労働基準監督署	TEL(086)422-8177	和気労働基準監督署	TEL(0869)93-1358
津山労働基準監督署	TEL(0868)22-7157	新見労働基準監督署	TEL(0867)72-1136

岡山労働局ホームページアドレス <http://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

再生紙を使用しています

岡山県 産業労働部労働雇用政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL086-226-7386 FAX086-224-2130